



2022年5月10日

各 位

会 社 名	ローム株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 社長執行役員 CEO 松本 功 (コード:6963、東証プライム市場)
問合せ先責任者	広報 IR 室室長 永吉 秀成 (TEL. 075-311-2121)

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第64期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」(令和3年法務省・経済産業省令第1号)が2021年6月16日に施行されたことに伴い、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益にも照らして適切でないとして取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができるよう、定款第13条第2項を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ・変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ・変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ・株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ・上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 経営基盤の一層の強化・充実を図るため、役付取締役として会長職を定めることができる旨を現行定款第21条に追加するとともに、会社を代表すべき取締役として取締役会長を選定することができる旨を現行定款第22条に追加するものであります。

また併せて、株主総会及び取締役会の運営を柔軟に行うことができるように、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集権者及び議長にあたるよう、現行定款第17条及び第23条を変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、 臨時株主総会は必要のある場合にそのつど招 集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集) 第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、 臨時株主総会は必要のある場合にそのつど 招集する。</p> <p><u>2 当社は、感染症拡大または天災地変の発生 等により、場所の定めのある株主総会を開催 することが、株主の利益にも照らして適切で ないと取締役会が決定したときには、株主総 会を場所の定めのない株主総会とすること ができる。</u></p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</u> 第 15 条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類、事業報告、計算書類および連結計算 書類に記載または表示をすべき事項にかかる 情報を、法務省令に定めるところに従いイン ターネットを利用する方法で開示することに よる、株主に対して提供したものとみなすこ とができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法 務省令で定めるものの全部または一部につ いて、議決権の基準日までに書面交付請求し た株主に対して交付する書面に記載しない ことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者および議長) 第 17 条 株主総会は<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。 <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(役付取締役) 第 21 条 取締役会はその決議により監査等委員でない取締役の中から取締役社長 1 名をおき、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名をおくことができる。</p> <p>(代表取締役) 第 22 条 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。 取締役会はその決議により、取締役副社長、専務取締役および常務取締役の中から当会社を代表すべき取締役を選定することができる。</p> <p>(招集者および議長) 第 23 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。 <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(招集者および議長) 第 17 条 株主総会は、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた<u>取締役</u>が招集し、議長となる。 <u>当該取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(役付取締役) 第 21 条 取締役会はその決議により監査等委員でない取締役の中から取締役社長 1 名をおき、必要に応じて<u>取締役会長</u>、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名をおくことができる。</p> <p>(代表取締役) 第 22 条 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。 取締役会はその決議により、<u>取締役会長</u>、取締役副社長、専務取締役および常務取締役の中から当会社を代表すべき取締役を選定することができる。</p> <p>(招集者および議長) 第 23 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた<u>取締役</u>が招集し、議長となる。 <u>当該取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>2019年6月開催の第61期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の賠償責任に関する社外監査役(社外監査役であったものを含む。)と締結済みの会社法第427条第1項の規定による責任限定契約については、なお同定時株主総会決議により変更前の定款第32条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u></p> <p>2019年6月開催の第61期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の賠償責任に関する社外監査役(社外監査役であったものを含む。)と締結済みの会社法第427条第1項の規定による責任限定契約については、なお同定時株主総会決議により変更前の定款第32条の定めるところによる。</p> <p><u>(電子提供措置に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条</u></p> <p><u>変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2022年6月24日(金)
定款変更の効力発生日(予定) 2022年6月24日(金)

以 上